

意見書

平成20年 6月 23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 殿

郵便番号	〒100-6080
(ふりがな)	とうきょうと ちよたく かすみがせき3-2-5 かすみがせきびる
住所	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル
(ふりがな)	いとうちゆうてくのそりゆう-しょんずかぶしきがいしゃ
法人名	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
(ふりがな)	てれこむきかくかいはつぶ かちょう こぶな りょうすけ
代表者	テレコム企画開発部 課長 小鮎 亮介

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

ご査収のほど何卒よろしくお願いいたします。

以上

【別紙】

項／行	意見の対象となる該当箇所	意見
		<p>携帯端末向けマルチメディア放送事業を成功させるためには、現在の放送事業の延長上にあるサービスに限定するのではなく、情報通信法案を考慮しつつ、インフラ（ハード事業）からサービス（ソフト事業）まで健全な競争原理が働く形でのしくみ作りが必須であると考え、その点を踏まえて検討を進めていただくことを前提として、賛成いたします。</p>
P11 P29 P41	<p>「1の技術方式とするか、複数の技術方式とするか」</p> <p>「ハード事業者の数」</p> <p>「国内規格の統一要否」</p>	<p>「全国向け放送」について、技術方式およびハード事業者の数は現時点で1が適切とすべきではなく、今後の海外およびマーケット動向、各技術方式の詳細な内容、ハード事業者の経営方針について今後十分に検討した上で適切に決定すべきと考えます。特に「SFNでの全国向け放送」の検討を鋭意進めるべきであると考えます。</p>
P47	<p>「今後のスケジュール」</p>	<p>2011年7月以降速やかにマルチメディア放送が開始できるよう、サービス事業者の確定は2010年半ばではなく、ビジネス的あるいは技術的な準備調整期間を考慮し、可能な限り早めるべきと考えます。</p>
	<p>サービス事業者の選定</p>	<p>サービス事業者の確定にあたっては、その基準を審査前に明確にす</p>

		<p>べきと考えます。</p> <p>尚、次世代マルチメディア放送上でサービスを行う事業者（ソフト事業者は現在の放送事業者とは限らないと考えられるため）の意見（コンテンツ流通の視点）も取り入れる方が、次世代型にふさわしい放送ができると考えます。</p>
--	--	--

以上